トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp http://hiramoto-office.com/

### - 税理士の独り言・

本気になって努力を重ね、必死になって 人生を切り開こうとする姿を見ると、手を 差し伸べてくれる人が現れるものです。

ロックスターになりたかった若者が「そよ風」を感じさせる扇風機で倒産目前だった会社を世界に羽ばたかせようとしています。切削加工を教えてくれた町工場の社長。開発支援を引き受けてくれたモーター会社の社長。テレビで紹介してくれた芸人。強い意思と行動は人に伝わります。

バルミューダの寺尾玄社長は言います。 「どんな試みも、それが不可能であるとい うことを証明するのは、不可能なのだ」と。

# ――私の書棚より

○人材が飢渇したから、国が衰退するのではない。人材は常におり、どこにもいる。ただ、停滞期に入ると、その人材を駆使するメカニズムが機能しなくなってくるのだ。要するに、社会全体がサビついてしまうんです。

○リストラしないで国を建て直すのと、リストラしてでも繁栄を手にする やり方を比べると、長期的に見れば前 者が成功したのは、歴史が示すとおり だ。リストラ主義だと短期に回復を達 成できるが、それとて長くは続かない。 「逆襲される文明」

塩野七生著 文春新書

## 税務アンテナ

□連帯保証については、主たる債務者と同じ立場では、ではなりではなりではないではないではないではないでは、主でする。 ではないでは、主でするがでは、主にのでは、主にのでは、主にのでは、できば、できば、できば、できば、できます。 できます。

なお、相続開始後に主たる債務者が資力 喪失の状況になった場合には、相続開始時 は確実な債務ではないため、遡って債務控 除することはできません。

このため、相続税を納付した後に求償権の行使不能が確実になっても、更正の請求をすることはできません。

□従業員の給与の締め日が 20 日で支払日が 翌月 5 日の場合には、締め日の翌日から末 日までの発生額を、決算の際、未払金とし て計上することができます。

ただし、役員報酬は、従業員の雇用契約とは異なり、会社の業務執行を包括的に委任された委任契約のため、締め日の途中では業務が完了しておらず、未払計上できないことになります。

なお、社会保険料は、当月分を翌月末に 支払いますので、会社負担分を未払金とし て計上することができます。

税務に関するご質問をお受けしております。 お気軽にお問い合わせ下さい。

### 

10日 ○ 10月分の源泉所得税の納付 15日 ○所得税の予定納税額の減額の申請 30日 ○ 9月決算法人の確定申告 ○ 30年3月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 12月、30年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 11 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出